

登山道技術指針運用・活用ワーキンググループ 運用方針

令和元年6月
登山道関係者による情報交換会事務局

I. 作業計画者向け

1. 作業計画書の作成

- ワーキンググループの委員が作業の内容が具体的にイメージできるように心がけてください。
- 写真の他、施工箇所及びその周辺を含む見取り図（水流れの発生源や水の行先、土砂採取箇所等施工に関係する要素を含む図）も含めて記載すると分かりやすい計画書になります。可能であれば衛星写真、航空写真、登山道データベースの動画からの取得した画像等の活用を検討ください。
- 土砂の採取については、景観に対する影響は大きく、採取する位置、採取する量、写真による現地の状況は明確にしてください。

2. 事務局への提出

- ワーキンググループにおいて、十分な検討時間を確保するため、作業実施の1か月前までには計画書を作成して提出するように努めてください。なお、行政機関が当年度の請負・委託契約により実施する場合で施工まで時間がない場合は、概要をもって検討を行いますので、準備でき次第提出してください。
- 本来は、前年度に次の年度に実施する補修作業計画を検討して、当年度シーズン開始までに、計画書を事務局に提出して、ワーキンググループに計画を提出することが望ましく、将来的にはそのようなサイクルを構築することを目指すべきことも留意してください。

3. 意見の検討

- 作業計画者は、自らの立てた作業計画により技術指針の目標である「奥深く原生的な大雪山にふさわしい登山道を継承する」を実現するとの目的意識を強く持ち、委員から提出されたそれぞれの意見について、主体的に検討して取捨選択して対応することを原則とします。
- ただし、大雪山が原生的な自然環境を有するため補修作業の技術的な品質を確保する必要があることから、補修作業を実施することにより影響が大きく作業の再考を求める意見が出た場合は、計画者はそれに従ってください。なお、作業の再考が求められた場合、その後の手続きは、個別に検討します。

4. 報告書の作成、モニタリング計画

- 前年度及びそれ以前に実施した作業を継続する場合や隣接する箇所で実施する場合、前年度及びそれ以前に実施した作業の評価を実施してから計画を立ててください。

Ⅱ. ワーキンググループ委員向け

1. 作業計画の受理、委員への意見照会

- 事務局からの照会のメ切は、案件ごとに事務局において検討して照会します。
- ただし、現地を確認したい場合等でメ切を延ばしたい場合は、委員から事務局にご相談ください。

2. 委員による意見の作成

- 意見を作成する際、当該意見はあくまで計画された作業に対してのものであることに留意してください。
- 例えば、「この場所に限らず全体でそのような対応が必要」等といった内容は、個別の計画内容に対する意見ではなく将来的に又は理想的には実施すべき作業を提示するものです。計画者が「ワーキンググループから将来的に又は理想的には実施すべき作業も含めて、指示された又は了解した」との誤解が生じる内容にならないよう気を付けてください。

3. 委員意見の事務局とりまとめ及び作業計画者に対する連絡

- 作業計画者に対して、委員からの意見が分かりやすく伝わるように、事務局がとりまとめを行います。この際、文章表現や体裁を統一化する観点、計画者のやる気が削がれないように配慮する観点等から、編集を行います。
- とりまとめは、各委員に生じる手間を考慮し、原則事務局一任とさせていただきます。

- なお、当面の間、各委員からどのような内容の意見があったかの紹介に留めます。意見の内容それ自体を調整してワーキンググループ全体としての見解を出すことは、施術指針の適用、評価の事例が少ない現時点では困難であると考えられるためです。

4. 事務局について

- 計画の対象となる歩道に管理者が設定されている場合は、当該作業計画の検討作業に、歩道管理者も事務局として参加します。